

<総論>

①全般

問1. 中間指針の位置付けと内容について

(答)

1. 今般決定された中間指針は、これまでに策定された第一次指針及び第二次指針（追補を含む。）で既に決定・公表した内容にその後の検討を加え、賠償すべき損害と認められる原子力損害の当面の全体像を示したものです。

2. 中間指針では、新たに特定避難勧奨地点からの避難費用等、食品産業、製造業等を含む全産業における風評被害及び第一次被害者の取引先に生じた営業損害（いわゆる間接被害）などの損害類型が追加され、全体としては次のような損害類型が対象とされています。
 - ①政府による避難等の指示等に係る損害
検査費用（人）、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）、財物価値の喪失又は減少等
 - ②政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害
営業損害、就労不能等に伴う損害
 - ③政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害
営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）
 - ④その他の政府指示等に係る損害について
営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）
 - ⑤いわゆる風評被害
営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）
（分野）農林漁業・食品産業、観光業、製造業、サービス業等、輸出
 - ⑥いわゆる間接被害
営業損害、就労不能等に伴う損害

- ⑦放射線被曝による損害
- ⑧被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整
- ⑨地方公共団体等の財産的損害等

3. なお、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて認められることがあるとされています。また、こうした損害については、今後、事故の収束等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて検討することとされています。

問2. 損害賠償請求をするのに期限（時効）はあるのか。

（答）

1. 不法行為による民法上の損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った日から3年で消滅時効が完成し、あるいは、不法行為の時から20年を経過したときに除斥期間により消滅するのが原則とされています。
2. 20年の起算点となる不法行為の時とは、基本的に、本件事故の日（平成23年3月11日）です。但し、放射線被曝による晩発性障害など、その損害の性質上、事故からかなりの期間を経て損害が発生する場合等については、本件事故日ではなく、現実に損害が発生した時点を除斥期間の起算点とすることも考えられます。

（参考1）民法

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

（参考2）最高裁平成18年6月16日第二小法廷判決

「民法724条後段所定の除斥期間の起算点は、『不法行為の時』と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである」

問3. 損害賠償金に課税はなされるのか。また、なされるとして、それはどの時点でなされるのか（賠償金受取時、確定時など）。

(答)

1. 損害賠償金については、賠償される損害の内容や賠償額が確定した際に、その損害の内容に応じて課税の内容が判断されます。
2. 一般的には、個人の方が受け取る精神的損害など心身の損害に係る賠償金や家事用資産の損害に係る賠償金は非課税となります。一方、給料や自営業者の収益等のように通常課税されるものに対する賠償金については、事業所得などの収入に算入することになります。

(注) 損害賠償金が収入に算入される場合であっても、減価償却費などの必要経費を控除して所得が発生しなければ、課税関係は生じません。

また、給与等の減収分に対するものは、一時所得として取り扱われますので、給与所得として課税されるよりも税負担が軽減されることとなります。

3. なお、支払われる損害賠償金の額は、被害者の皆様の得られるべき手取り額が、事故がなかった場合と同様となるよう、税引き前のものとなっています。
4. ご不明な点は、お近くの税務署にお問い合わせください。

(参考) 所得税に関する基本的な考え方 (税務当局)

【非課税と考えられる損害賠償金】

避難費用、一時立入費用、帰宅費用、検査費用（人）、検査費用（物（家事用資産））、生命・身体的損害、精神的損害、財物価値の喪失又は減少等（棚卸資産以外）

【収入に算入することとなると考えられる損害賠償金】

営業損害、就労不能等に伴う給与等の減少、検査費用（物（業務用資産））、財物価値の喪失又は減少等（棚卸資産）

問4. 中間指針で対象とされていない損害は賠償対象とならないのか。

(答)

1. 中間指針は、事故が収束せず被害の拡大が見られる状況の下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものです。
2. このため、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて認められることがあるとされています。

問5. 中間指針までに示されなかった損害等については、今後
も検討対象となるのか。

(答)

1. 中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況の下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものです。
2. このため、中間指針までに示されなかった損害等についても、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて検討することとされています。

②支払手続

問6. 損害賠償金はいつ払われるのか。仮払いのスケジュール如何。

(答)

1. 仮払いに関しては、現在、東京電力株式会社が「仮払補償金」の支払を着実に進めていると認識しています。
2. その上で、政府としては、東京電力株式会社に対し、今回の原子力損害賠償支機構法の成立を受けて、中間指針も踏まえながら、速やかに本格的な賠償に移行するよう促していく予定です。
3. なお、東京電力株式会社は、中間指針の決定を受け、9月中旬に請求の受付を開始し、10月中の支払開始を目指していくとしています。

問7. 損害賠償金をもらうためにはどうすればよいか。

(答)

1. 今回の事故による損害については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力事業者である東京電力株式会社が賠償することになり、被害を受けた方は、東京電力株式会社に対して損害賠償請求を行うことが必要です。
2. このため、東京電力株式会社は、「福島原子力補償相談室」を設置し、損害賠償の請求を受け付けています。加えて、農協、漁協等の生産者団体（地方公共団体も協力）や中小企業団体でも、損害賠償請求の取りまとめが行われています。
3. 国としては、指針を踏まえた速やかな賠償が実現されるため、県・市町村や関係団体と連携しながら、被害者を支援します。また、東京電力株式会社が損害を賠償するために必要な援助を行います。

(参考1) 東京電力株式会社の福島原子力補償相談室

電話番号 0120-926-404

受付時間 9:00~21:00

(参考2) 福島県 原子力損害対策協議会

○福島県内において、原子力損害を受けた関係者及び関係地方自治体等相互の連絡調整を図るために設けられた会議。

○各種団体、関係市町村、福島県等の36団体等が参加。

(関連問 1.) 損害賠償請求に関する相談をしたい場合、どこにすればよいのか。

(答)

1. 東京電力株式会社では「福島原子力補償相談室」を設置し、損害賠償の請求を受け付けていますので、請求にかかる具体的な手続等は、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。
2. また、国としては、「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置し、9月1日から仲介の申立ての受付を行うので、そちらにお問い合わせを頂くことも可能です。

(注) なお、今後設立予定の「原子力損害賠償支援機構」が東京電力株式会社に資金援助を行った場合には、同機構又は同機構から委託を受けた第三者は、被害者の方々からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこととされており、被害者の方は、上記資金援助がなされた場合には、同機構等にご相談を頂くことも可能。

(参考 1) 東京電力株式会社の福島原子力補償相談室
電話番号 0120-926-404
受付時間 9:00~21:00

(参考 2) 原子力損害賠償紛争解決センター
文部科学省に置かれ、公平・中立な立場から和解の仲介を行う組織。

(参考 3) 原子力損害賠償支援機構法
(相談及び情報提供等)

第五十三条 機構は、原子力事業者に対する資金援助を行った場合には、当該原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。この場合において、機構は、当該業務を第三者に委託することができる。

(関連問 2.) 団体や市町村等を経由せずに、1個人あるいは1法人として東京電力株式会社に請求する場合、その手続はどのようなのか。

(答)

東京電力株式会社では「福島原子力補償相談室」を設置し、損害賠償の請求を受け付けていますので、請求にかかる具体的な手続等は、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

(参考) 東京電力福島原子力補償相談室

電話番号 0120-926-404

受付時間 9:00～21:00

問8. 賠償金の支払手続に備えて、どのような資料を用意すればよいか。

(答)

1. 住民（事業者、農家）の皆様におかれましては、現時点でわかる範囲で被害内容を把握し、東京電力株式会社への損害賠償請求に当たって証拠となりうる書類（ホテルや電車代の領収書、会計帳簿、給料明細等）を可能な限り準備しておいていただければと考えています。
2. なお、これまで、東京電力株式会社による仮払補償金の申請の際には、以下の書類が求められています。

【避難された方々】

- ・ 申請書類
- ・ 住民票

【農林漁業関係者】

（農林業）

- ・ 従業者証明書
- ・ 農地基本台帳記載事項証明書
- ・ 耕作証明書
- ・ その他 [出荷量・取引額に関する書類等]

（漁業）

- ・ 従業者証明書
- ・ 漁業許可証
- ・ その他 [漁船登録票・漁獲高に関する書類等]

【中小企業者への仮払補償金】

- ・ 商業登記簿謄本（法人）又は事業主の住民票（個人）
- ・ 粗利額を証明する書類
- ・ 避難区域等において平成23年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する書類等

問9. 損害賠償金の額はどのように決まるのか。

(答)

1. 具体的な損害賠償金の額は、指針に示された損害範囲の判断基準や考え方の下で、被害を受けた方毎に異なる個別の事情に応じて、東京電力株式会社との協議によって決まることとなります。
2. 仮に東京電力株式会社との協議で損害額が決まらなかった場合には、国が設置する「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介により、あるいは、最終的には裁判によって損害額が決まることになると思われます。

問10. 請求額の1/2の仮払いを受けたが、最終的な賠償金額の確定と精算はいつ行われるのか。

(答)

1. 政府においては、東京電力株式会社に対し、今回の原子力損害賠償支機構法の成立を受けて、中間指針も踏まえながら、速やかに本格的な賠償に移行するよう促していくこととしています。
2. 中間指針の決定を受け、9月中に請求の受付を開始し、10月中の支払開始を目指していくものとしており、これにより、支払われた1/2の仮払い金の精算も併せて行われるものと考えます。

問 1 1. 東京電力が全てを賠償できなかった場合、国は東京電力に代わって賠償するのか。

(答)

1. 今般の原子力損害は、東京電力株式会社が法律上の一義的な賠償責任を持って賠償を実施すべきものであり、国としても、社会的な責任を踏まえて政策的な支援を行うこととしています。

2. この支援に関して、当座必要な予算として、すでに第2次補正予算で2兆円を計上しています。

3. 国としては、東京電力株式会社が迅速かつ適正な賠償を実施できるよう、今後とも引き続き支援をして参りたいと考えています。

問 1 2. 仲介組織はいつできるのか。仲介の申込みにはどのような資料が必要なのか。

(答)

1. 今回の事故の被害者に対しては、一刻も早く、賠償金の支払いが行われることが重要と考えています。一方、今回の事故では、原子力損害賠償に関する多数の紛争が生じることが予想されるため、政府としては、迅速な紛争解決による被害者救済を進めるため、和解の仲介を行う「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置しました。
2. 同センターでは、9月1日から和解の仲介の申立ての受付を開始し、和解の仲介に関する相談も適宜行います。詳細についてはセンターにお問い合わせ下さい。
3. なお、申し立てに必要な書類は、文部科学省のホームページからダウンロードできます。

今後、申立様式や記載例については、被災地の県庁、市役所、避難所、弁護士会等にも備えつける予定です。

(参考) 原子力損害賠償紛争解決センターのお問い合わせ先
TEL (※) : 0120-377-155 (平日 10:00~17:00)

※9月1日からのご案内となります

E-mail: chukai@mext.go.jp

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1304756.htm

問 13. 仲介組織を経由せずに裁判することは可能か。また、仲介の内容が不満であれば裁判することはできるのか。

(答)

1. 本件事故については、政府において「原子力損害賠償紛争解決センター」を設立することを予定しています。
2. 同センターは、被害者と原子力事業者との原子力損害の賠償に関する交渉の中で合意がされない、あるいはされる見込みのない場合に、一方又は双方からの申し立てによって和解の仲介手続を行うものであり、同センターを利用せずに直接民事訴訟を提起することは妨げられません。
3. また、同センターが提示する和解案に法的拘束力は生じず、和解案に不満を有する当事者が民事訴訟を提起することは妨げられません。

(参考) 原子力損害の賠償に関する法律

第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。

二・三 (略)

問 1 4. 団体が損害賠償請求のとりまとめに要した事務費は賠償対象となるのか。

(答)

1. 団体が損害賠償請求のとりまとめに要した事務費については、中間指針では記載されていません。

2. 但し、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。